

# インド破産・倒産法

(2016年12月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### **報告書の利用についての注意・免責事項**

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地法律事務所 Chadha & Co. に作成委託し、2016年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびChadha & Co.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびChadha & Co.が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail : IND@jetro.ge.jp

**JETRO**

## 目次

1. 導入.....	1
2. インド倒産法の特徴.....	1
A. 法人の再生手続き .....	2
B. 法人の清算手続き .....	5
C. 法人の簡易再生手続き .....	6
D. 個人または無限責任組合の倒産.....	6
3. 想定される日系企業への影響.....	7

## 1. 導入

2016年5月28日、大統領の承認を経て、インド破産・倒産法 (The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016、以下「インド倒産法」)が、成立しました<sup>1</sup>。

これまで、インドにおける倒産処理に関する問題は、インド会社法<sup>2</sup>、財務不健全産業会社特別規定法<sup>3</sup>、金融資産の証券化および再建ならびに担保権の実行法<sup>4</sup>等の数多くの倒産関連法規によって規律されていました。インド倒産法は、これらの複数の倒産関連法規を統合および修正する基本法であり、同法の成立によって、複雑だった倒産処理手続きが、より簡明なものになりました。また、インド倒産法は、再生手続きに関して、従前の倒産関連法規のもとではみられなかった手続きの終結に関する時制限について規定しています。このような規定の導入により、従来、手続き終結までに長年の歳月を要し、その見通しを立てることが非常に困難だった倒産処理手続きが、より明確な見通しのもと、迅速に処理されるようになることが期待されています。

本稿は、新たに設立されたインド破産・倒産法の概要と、想定される日系企業への影響について解説します。

## 2. インド倒産法の特徴

インド倒産法は、法人および個人・無限責任組合の双方の倒産制度について整備しますが、主な特徴は以下のとおりです。

- ・ **関連法規の統合・修正**  
これまで複数存在していた倒産関連法規を統合・修正することで法人・個人の倒産制度をより簡明なものにしました。
- ・ **手続きの時制限の導入**  
法人の再生手続きについて時制限を導入することで、従前の倒産制度の最大の問題であった手続き遅延の解消が期待されます。法人の再生手続きに関しては、手続き開始から原則180日以内に終結するものとされています。
- ・ **再生と清算の二段構造**  
倒産手続きには再生手続きと清算手続きが存在しますが、再生手続きが失敗した場合に清算手続きに移行するという二段階の構造が採用されます。
- ・ **倒産手続きを実施する専門機関の設立**  
倒産手続きの重要な部分を実施する新たな機関が設立されます。裁判所の滞留案件が膨大であることが、倒産手続き遅延の大きな原因の一つでしたが、倒産手続きの重要な部分を裁判所以外の機関に担わせることで手続きの迅速化が期待されます。

<sup>1</sup> 2016年8月5日以降隨時施行条文が通達されており、本稿執筆時点では重要な部分は施行済みとなっておりますが、インド倒産法の運用は開始しておりません。また、規則の一部が公表されていません。

<sup>2</sup> The Companies Act, 2013

<sup>3</sup> Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985

<sup>4</sup> Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002

日系企業との関係では、倒産法は主に債権回収および撤退の場面で関係してきますが、上記特徴により債権回収の実効性が向上し、また、撤退の見通しが立てやすくなることが期待されます。

## A. 法人の再生手続き

インド倒産法第2部第2章は、法人債務者(corporate debtor)の再生手続きについて規定しています。再生手続きは、財務状況が悪化した会社に関して、債権者同意のもと再生計画を作成し、再生計画に従った事業運営を行うことで、会社財務の健全化を図り、債権の回収を実現するものです。再生計画には債権の減額や利率の変更等が盛り込まれるため、取引先の法人債務者が再生手続き下に置かれた場合、自社の債権が減額されるといった影響が想定されます。なお、ここにいう法人債務者とは、会社、有限責任事業組合(LLP)またはその他法律上責任が制限されている法人であって、債務を負担しているものを意味します<sup>5</sup>。インドでは、取引相手が株式会社でないケースも珍しくありませんが、取引相手の法人格の有無によって実施される倒産手続きの種類が異なりますので留意する必要があります。

主な手続きの流れは以下のとおりです。

- i. 再生手続き開始の申し立て
  - ii. 再生手続きの開始
  - iii. 暫定管財人による債権者集会の組成
  - iv. 再生計画の作成と承認・認可
- 
- i. 再生手続き開始の申し立て

法人の再生手続きは、再生手続き開始の申し立てによって開始されます。この点についてインド倒産法は、法人債務者が負債の返済について不履行に陥った場合、金融債権者(法人債務者に金融取引によって発生した負債を負担させた債権者)、事業債権者(法人債務者に商品や労務の提供を含むサービスの提供によって生じた負債を負担させた債権者等)および法人債務者は、会社法審判所に対して、当該法人債務者の再生手続き開始の申し立てを行うことができるものと規定しています。そして、不履行の最低額は10万ルピーとされていますが、中央政府はこの最低額を1,000万ルピーまで引き上げができるものとされています。

このように、インド倒産法には、法人の倒産手続きにおける債権者を金融債権者と事業債権者に分類するという特徴があります。日系企業の大半が事業債権者に分類されることになりますが、法人再生手続き上の両債権者の取り扱いには差異があり、再生手続き開始の申し立てに関する手続きも異なります。

具体的には、事業債権者が法人債務者の再生手続きの開始を申し立てるにあたっては、インド倒産法の規定する催告手続きを履践する必要があります。すなわち、法人債務者が不履行に陥った場合、事業債権者は法人債務者に対して催告通知または事業債務の支払いに関するインボイスの写しを送付しなければなりません。そして、法人債務者が、その受領から10日以内に、債務を支払わず、または債務の争い

<sup>5</sup> 銀行や金融機関といった金融サービス提供者は法人に含まれないと定義されており、インド倒産法の規律を受けません。

に関する通知等を行わなかった場合に初めて、事業債権者は再生手続き開始の申し立てを会社法審判所に対して行うことが出来るものとされています。なお、金融債権者にはこのような催告は求められません。

## ii. 再生手続きの開始

再生手続き開始の申し立てが承認された場合、会社法審判所は、再生手続き開始を公告し、猶予期間(moratorium)の宣言を行うとともに暫定管財人の選任を行います。再生手続き開始の公告を通じ、会社は取引企業の再生手続きの開始を知ることになります。

### (a) 猶予期間の宣言

再生手続きの開始とともに会社法審判所は猶予期間の宣言を行いますが、猶予期間中は法人債務者に対して訴訟を提起することはできず、係属中の訴訟の進行は停止します。また、法人債務者に帰属する資産・権利の譲渡・処分は禁じられ、法人債務者に対する担保権の実行や不可欠な商品またはサービスの供給停止、財産返還請求を行うことは許されません。

猶予期間の効力は、原則として再生手続きの終結まで持続しますが、会社法審判所によって、再生計画が認可された場合または清算命令が法人債務者に対して発せられた場合、猶予期間の効力は終了します。

### (b) (暫定)管財人

会社法審判所は、再生手続きの開始時に暫定管財人を選任します。管財人(resolution professional)<sup>6</sup>は、倒産手続きの遂行を主導する制度の中核的役割を担う存在ですが、手続き開始当初に会社法審判所に選任される管財人を特に暫定管財人(interim resolution professional)と呼びます。

管財人の役割は大きく分けて二つあり、第1が、法人債務者の事業運営です。再生手続きの開始とともに、取締役会の権限を含む会社の経営権は法人債務者の経営陣から暫定管財人に移行し、法人債務者の経営陣は管財人を補助する立場に回ることになります。管財人は必要な事項について債権者集会の承認を得ながら法人債務者の事業を運営し、会社資産を管理します。

第2が、再生手続きの主導です。暫定管財人は法人債務者の財務状況を確認するための情報を収集するとともに債権者から債権届出を受領し、また、債権者集会を組成します。また、管財人は、債権者集会を主催し、再生計画の構築に必要な情報が記載されるインフォメーション・メモランダムを作成・提供します。

---

<sup>6</sup> インド倒産法は、管財人の表記に関しては、原則として“insolvency professional”という用語を用いていますが、特に法人倒産における管財人については“resolution professional”と表記するものとしています。

### (c) 手続き終結に関する時的制限

再生手続きは、その開始の申し立てが承認された日から 180 日以内に終結しなければなりません。ただし、債権者委員会の 75%の以上の特別多数に基づいて管財人が当該期間の延長を会社法審判所に申し立て、会社法審判所が 180 日以内に手続きを終結することができないと判断した場合、会社法審判所は 90 日を超えない範囲で手続き終結期限を延長することができます。

### iii. 債権者集会の組成

再生手続き開始後、暫定管財人は債権者集会(committee of creditors)を組成します。債権者集会は、金融債権者から構成される機関であり、管財人が引き継いだ法人債務者事業運営のうち法律に列挙された重要事項に関して承認を与える、また、法人債務者の再生計画について承認を与える役割を担います。事業債権者は債権者集会の構成員に該当せず、集会に参加することはできません。ただし、総負債額の 10%以上を占める債権を有する事業債権者に関しては債権者集会に参加することが認められていますが、この場合であっても議決権は認められていません。

債権者集会の決議は、75%以上の特別多数で可決され、賛成派金融債権者はもちろん、その他すべての債権者および法人債務者を拘束する点にその特徴があります。なお、第 1 回債権者集会において正式な管財人が選任されます。

### iv. 再生計画の作成と承認・認可

債権者集会組成後、再生計画が作成され、その承認と認可を目指します。再生計画は、(1)管財人による提案再生計画の所定条件充足の確認、(2)債権者集会の 75%以上の特別多数による再生計画の承認、(3)会社法審判所による承認済み再生計画の所定条件充足の認定というプロセスを経て、会社法審判所によって認可されます。

会社法審判所に認可された再生計画は、法人債務者や債権者はもちろん、法人債務者の従業員、保証人およびその他再生計画に関わる利害関係人を拘束します。

再生計画が認可された場合、既存の権利関係は再生計画に従って変更され、法人債務者は再生計画に従って債務を返済していくことになります。

## B. 法人の清算手続き

以上のように、財務状況が悪化している会社については、まず再生手続きによる解決が図られます。これが奏功しない場合、清算手続きに移行します。清算手続きでは、会社法審判所は、清算事由が認められる場合、法人債務者の清算(liquidation)を命じます。法人債務者が清算される場合、法人債務者に帰属する財産は、換価の後、法の規定する優先順位に従って、債権者に分配されます。

### i. 清算事由

インド倒産法は法人債務者の清算事由として以下の事由を規定します。

- (i) 再生手続き中に、債権者集会が 75%以上の特別多数で法人債務者の清算を可決した場合
- (ii) 債権者集会が、180 日(延長された場合は最長 270 日)以内に再生計画を承認しない場合
- (iii) 会社法審判所が所定の条件の不遵守を理由として再生計画を却下した場合
- (iv) 法人債務者の再生計画違反によって不利益を受けたものが清算命令の申し立てを会社法審判所に対して行い、会社法審判所が再生計画違反を認定した場合

以上の事由が認められる場合、会社法審判所は法人債務者の清算を命じます。清算命令が下された場合、法人債務者に対するすべての法的手続きは停止し、管財人は清算人として任命され、取締役会や主要経営陣のすべての権限を清算人が引き継ぎます。

### ii. 債権の優先順位

インド倒産法は、清算財産(liquidation assets)の売却によって得た金銭が支払われるべき債権の優先順位について以下のとおり規定します。

- (i) 再生手続き費用および清算に要した費用全額
- (ii) 清算手続き開始日から 24 カ月前までに弁済期が到来したワークマンに対する債務およびインド倒産法第 52 条に従って債権者が担保権を放棄した有担保債権
- (iii) 清算手続き開始日から 12 カ月前までに弁済期が到来するワークマン以外の労働者に対する賃金等
- (iv) 金融債権者に対する無担保債務
- (v) 清算手続き開始から 12 カ月以内にその全部または一部の弁済期が到来する中央政府または州政府に対する債務および担保権を有する債権者に対する担保権実行後の残債務
- (vi) その他残債務
- (vii) 優先株主に対する残余財産分配債務
- (viii) 株主およびパートナーに対する残余財産分配債務

## C. 法人の簡易再生手続き

インド倒産法は、中央政府が通達によって指定する資産および所得を下回る法人債務者、中央政府が通達によって指定する負債額を下回る法人債務者、または中央政府が指定する法人力テゴリーに該当する法人債務者に関して、簡易清算手続き(fast track insolvency)を規定します。

簡易清算手続きは 90 日以内に終結しなければなりませんが、最長 45 日の延長が認められています。

## D. 個人または無限責任組合の倒産

インド倒産法の第 3 部は個人または無限責任組合の倒産手続きとして、再起手続き(fresh start process)、再生手続き(insolvency resolution process)および倒産命令(bankruptcy order)について規定します。

取引相手が株式会社等の法人でない場合、こちらの手続きを利用することになります。

### i. 再起手続き

再起手続き(fresh start process)は、所得、資産および負債の額が非常に少ない債務者に適用される倒産手続きです。年間所得、総資産額および適格債務<sup>7</sup>総額がそれぞれ 6 万ルピー、2 万ルピーおよび 3 万 5,000 ルピーを超えない債務者が、所定の条件を満たす場合、債務者は、自己または管財人を通じて、債権回復審判所に対して、再起手続き開始の申し立てを行うことができます。

債権回復審判所が再起手続き開始の申し立てを承認し、その後免除命令(discharge order)を発した場合、所定の適格債務が免責されます。

### ii. 個人および無限責任組合の再生手続き

個人または無限責任組合が、債務の支払いに関して不履行に陥った場合、債権回復審判所に対して再生手続きの開始を申し立てることができます。ここにいう不履行の負債額は最低 1,000 ルピーとされていますが、中央政府は当該最低負債額を 10 万ルピーを超えない額まで引き上げることができます。

個人および無限責任組合の再生手続きは、法人の再生手続きと類似しており、総債権額の 4 分の 3 を超える債権者が承認した弁済計画(repayment plan)を、債権回復審判所が認可した場合、当該弁済計画は債権者および債務者を法的に拘束することになります。

もっとも、個人および無限責任組合の再生手続きは、法人の場合と異なり、弁済計画を承認する債権者について金融債権者と事業債権者とで区別されておらず、事業債権者も弁済計画の承認に関与することになります。

<sup>7</sup> 契約を原因とした債務は原則として免責適格債務に含まれますが、非免責債務(裁判所等に課された債務等の所定の債務)、有担保債務、3 カ月以内に発生した債務は除外されています。

### iii. 倒産命令

倒産命令は法人の倒産手続きにおける清算手続きに相当する手続きであり、債権者、債務者または組合の組合員(債務者が組合の場合)は、以下の場合に、債権回復審判所に対して倒産の申し立てを行うことができます。

- (a)再生手続きの申し立てが、債権者または管財人に対する詐欺的意図を伴ってなされたことを理由として、弁済計画が債権回復審判所に却下された場合
- (b)債権回復審判所が弁済計画を却下した場合
- (c)弁済計画が完全に履行されなかった場合

倒産の申し立てが係属した場合、管財人を確認または選任する手続きが行われ、その後、債権回復審判所が債務者の倒産を命じます。倒産命令が発せられた場合、債務者に帰属する財産は、法の規定する優先順位に従って、債権者に分配されます。

## 3. 想定される日系企業への影響<sup>8</sup>

従来は、法人の倒産手続きに非常に長い年月を要したため、インド市場からの撤退には困難を伴い、また、これらの手続きを利用した債権回収の実効性に問題があるケースも少なくありませんでした。インド倒産法では、法人再生手続きの終結に関して時的制限を導入し、また倒産手続きに関する専門機関を設立することで手続きの迅速化が図られております。これにより、倒産手続きを利用した債権回収の効率化とインド市場からの撤退の容易化が期待されます。

また、一度再生手続きが開始されれば、法人債務者の経営権は管財人に委譲され、再生手続きの展開によっては清算命令が下される可能性があるなど、再生手続き開始に伴う法人債務者に対する影響は深刻化したと評価することも可能です。従来、債権者による債務者の裁判所清算の申し立てが、債務の支払いを債務者に促す一種の交渉材料として利用されることがありましたが、今後の制度の運用次第では、再生手続き開始の申し立てが、強い交渉材料となる可能性があります。

以上

---

<sup>8</sup> 本稿執筆時点(2016年12月)において、インド倒産法の運用は開始しておりませんので、そのような状況下での想定であるという点につきご留意ください。